

まやかしの六ヶ所再処理工場完成⇒操業は許さない！

日本原燃が目論むガラス固化試験の先延ばし

1997 年竣工予定で 1993 年に着工した六ヶ所再処理工場は、その完成と操業開始が過去 27 回延期され、各方面から技術的な問題、莫大な事業費用（総事業費 14 兆円以上）、そしてそもそもの再処理事業の必要性から疑問が出されています。現時点での完成、操業期日計画は本年度内としていますが、28 回目の延期も現実的となっています。青森県知事もこの現実の中でむつ中間貯蔵施設への使用済み核燃料の搬入に現時点でストップをかけています。

そうしたことから、事業者の日本原燃は表面上の完成を急ぐあまりに昨年 12 月 22 日、六ヶ所再処理

工場の使用前事業者検査においてガラス固化試験（実際に高レベル廃液を使うガラス熔融炉の処理能力検査）を行わない考えを示しています。同時にそれは、規制庁・規制委員会の使用前確認という規制の対象から外すことを想定しています。

ガラス固化試験を、いわゆる使用前事業者検査から外すことには、技術面・制度面の両方で無視できない問題があります。結論から言えば、『最もトラブルが多く、かつ安全確保の要となる工程』を運転前の確認対象から外すことになり、規制の実効性を弱める恐れがある大きな問題です。

《日本原燃が目論むガラス固化試験の先延ばしの問題点》

(1) 安全上の要を事前確認しないリスク

ガラス固化は再処理工程の中でも特に不安定で、過去に日本原燃の六ヶ所再処理工場でも炉の詰まり、温度制御不良などの様々なトラブルが繰り返されてきました。ここを使用前検査から外すと、①本格操業に入ってから初めて問題が顕在化する可能性、②不具合が起きた場合、既に高レベル廃液を抱えた状態で対処する必要があること、つまり「失敗が許されない段階で初めて試す」構造になります。

(2) 廃液滞留リスクの増大

ガラス固化がうまくいかない場合、処理できない高レベル廃液が施設内に溜まり続けます。これは、①冷却喪失時の重大事故リスク増大、②貯蔵設備への長期依存（本来は短期前提）、③地元合意（ガラス固化して搬出するという前提）の崩壊という問題。

(3) 規制の「後追い化」

使用前事業者検査は本来、設計どおり安全に機能するかを運転前に確認する仕組みです。そこからガラス固化試験を外すことは、実質的に「運転しながら確認」へ後退、問題発生後に是正する“追認型規制”にな

り、規制の基本原則（予防原則）が弱まります。

(4) 「部分合格」による既成事実化

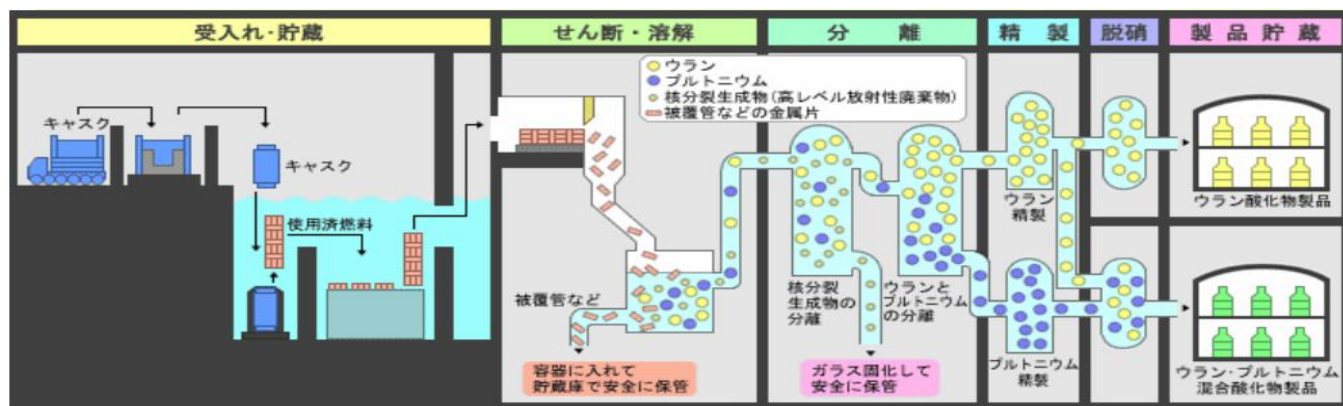
仮にガラス固化を除いた部分だけで検査合格となれば、再処理工場の操業開始が政治的に既成事実化し、問題が残る工程の改善圧力が低下という構造が生まれやすいです。結果として、「未完成でも動かす」というインセンティブ（動機付け、誘因）が働く可能性があります。

(5) 地元・国民との信頼関係への影響

再処理事業は、「最終的にはガラス固化体として安定化する」という前提で説明されてきました。その工程の検証を後回しにすると説明と実態の乖離が生じ、合意の前提崩れ、不信感の増大につながります。

〔まとめ：核心〕 ガラス固化試験を使用前事業者検査から外すことの本質的問題は、最も重要で不確実性の高い工程を、運転前の安全確認から外すことになる点です。これは単なる手続きの変更ではなく、安全確保のタイミング、規制の性格（予防か事後対応か）、事業の進め方（完成優先か稼働優先か）に関わる重大なポイントです。

再処理事業の全容



政府が再処理事業をやめられない理由

この資料は去る 4 月 18 日の浅石紘爾核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団代表の講演資料から抜粋しました

どんなに費用と時間がかかろうが

原発が停止する

- ・ 使用済燃料のサイト内貯蔵容量をオーバー
- ・ 中間貯蔵計画に支障＝搬出先(六ヶ所)が確保できない
- ・ 地元との信頼関係を損なう＝使用済燃料・海外返還廃棄物の搬入拒否、搬出要求
覚書…再処理の確実な実施が困難⇒施設外搬出（使用済燃料再処理機構）

原子カムの思惑

- ・ 日本原燃倒産の後始末＝投下資本の回収不能・債務整理（2025 年 3 月期 3 兆 278 億円）
- ・ 六ヶ所工場廃止に伴う原状回復費用、地元補償問題
- ・ 中止に伴う責任問題を回避したい
- ・ 日米原子力協定の既得権喪失への危機感
- ・ 核燃、再処理事業をめぐる政・官・財・産業界に張り巡らされた利権構造を守りたい



浅石 紘 爾 氏

巨大プロジェクトの宿命

- ・ はじめる時に絶対失敗しないシステム（法制度、政・官・財・産業界の結集）を構築するから後戻りが容易ではない
- ・ いったん決めたものを元に戻すことは責任問題に発展⇒再処理廃止を言い出せない
- ・ 権益（テリトリー）の縮小につながる
- ・ 無駄だとわかったらすぐ止めるのは合理的なのに、投じた費用を惜しんで撤退せず損害を拡大＝「コンコルド」の誤り（損をするとわかっていても過去の投資を惜しんで事業などで撤退できない心理）

原子力平和目的利用の規制と形骸化

《国内法規制》

- ・ 原子力基本法（原子力の憲法と呼ばれる 1957 年 12 月成立）
2 条（基本計画）1 項：平和利用に限る・自主・民主・公開の原則により担保
2 項に追加：国の安全保障に資すること ※安全保障は侵略からの防衛を意味する＝軍事利用
- ・ 原子炉等規制法（1957 年 6 月成立）
44 条の 2（再処理指定要件 1 項 1 号）再処理施設が平和の目的以外に利用されないこと ※平和利用目的を要件とするが原子力委員会の審査は形式的
- ・ 非核三原則（1967 年 12 月政府表明、1971 年 11 月衆議院議決）『持たず、作らず、持ち込ませず』
※自衛のための核保有を容認 ※米軍の核兵器持ち込みは公然の事実⇒空文化

《国際的規制》

- ・ 核兵器の不拡散に関する条約（NPT）1976 年 6 月批准⇒核軍縮核不拡散（非加盟国の核保有禁止）、原子力平和利用（IAEA の査察）
〈核保有未加入国〉インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮（脱退）（イラン）
- ・ 核物質の保護に関する条約…外部からの施設破壊、窃取、妨害から守る
- ・ 日米原子力協定…平和目的利用に限定
- ・ 核兵器禁止条約（2021 年 1 月発効）93 ヶ国・地域が署名し 70 ヶ国・地域が批准 ※唯一の被爆国である日本は米国の核の傘の元にあることを理由に署名批准せず、締約国会議にオブザーバーとしても参加していない

再処理中止は潜在的核保有能力の喪失

《自民党政権の核政策－核武装、核抑止論》

- ・ 岸信介首相から孫の安倍晋三首相に至る自民党の核政策は一貫して「自衛のための必要最小限度の核兵器保有や使用できる、憲法は禁止していない」 ※政府見解もこれに同調している
- ・ 防衛三文書の「国家防衛戦略」は「米国の核抑止力に依存」
- ・ 石破発注首相発言：原発維持⇒核兵器製造可能⇒核の潜在的抑止力
- ・ 宮下青森県知事見解：プルトニウム保有⇒核武装⇒抑止力



核燃サイクルや中間貯蔵施設について国会質疑を行いました

立憲民主党の福士ますみ議員は経済産業委員会で4月2日に続き、4月21日にも六ヶ所再処理工場の竣工と核燃料サイクル政策の行方と青森県の搬入不同意を受けむつ中間貯蔵施設への使用済み核燃料搬入問題を絡めながら国の本気度と責任ある対応を求めて質疑を行いました。

県知事の「むつ中間貯蔵施設への使用済み核燃料搬入不同意」と国の対応

宮下青森県知事が2026年度分の使用済み核燃料の搬入を認めないと表明したことを取り上げました。知事は「貯蔵後の行き先がないまま搬入されることはありえない」「現時点で中間貯蔵事業を実施できる環境にない」と発言しており、背景には六ヶ所村の再処理工場の完成が今年度中に見通せないことへの強い懸念があります。この判断を受けた赤澤経済産業大臣の見解と人材支援の具体的内容を質したところ、大臣は知事の懸念を「真摯に受け止めている」と答弁。3月1日から4月20日の間に電気事業者から日本原燃へ16名が増員されたことを明らかにし、今後もさらなる人材支援を調整して官民一体で竣工に取り組む方針が示されました。

国が「前面に立つ」ことへの責任について

青森県が設けた「年度ごとに搬入の可否を判断する仕組み」について確認しました。今回の知事判断は「拒否ではない」とされており、事業者から適切な対応と報告があれば判断が覆る可能性もあります。こうした状況のもと、事業主体のRFS（リサイクル燃料貯蔵株式会社）だけに任せるのではなく、国が前面に立って現状説明や情報提供を行うべきと求め、経済産業

省からも青森県に随時情報を伝えていくとの答弁を得ました。

「本気度」を問う27回の延期を経ても竣工目標は変わらないのか

宮下知事の今回の判断は国や事業者の「本気度」を問うものと指摘し、赤澤大臣の覚悟を求めました。大臣は「国として本気であり、その姿勢が受け止められるよう、国が前面に立って責任ある対応を行っていく」と明言しました。

さらに、再処理工場がこれまでに27回も完成を延期してきた事実を重く受け止め、それでも「2026年度中の竣工目標に変更はない」とする根拠を質しました。日本原燃の分析では、審査長期化の原因は前例のない「一品もの」である同工場の設備物量の膨大さと課題把握・進捗管理の不備にあるとされ、その反省に基づく体制強化が進められています。4月1日の会見で原子力規制委員会の山中委員長が「審査としては最終盤」と発言したことにも触れながら、引き続き官民一体で竣工目標の実現に取り組むとの答弁がありました。

エネルギー基本計画と最終処分—18年間改定されなかった「計画」の意味—

第7次エネルギー基本計画に高レベル放射性廃棄物の管理期間・排出責任・最終処分場の開始時期が記載されていない理由を質しました。これらは日本原燃が青森県・六ヶ所村と結んだ「個別事業者の約束」であるため計画には記載しないとの答弁でしたが、立地地域との信頼関係を重視し、約束の遵守を事業者に指導していることも確認しました。

さらに、最終処分法に基づく「最終処分計画」が、5年ごとの見直し義務があるにもかかわらず2008年3月の閣議決定から長年改定されてこなかった理由も追及しました。東日本大震災・福島第一原発事故による政策の見直しや、再処理工場の竣工が途上であったことがその理由として挙げられました。「最終処分は原発の恩恵を受ける日本全体の問題だ」と述べ、しっかりと前に進めるよう求め質疑を締めくくりました。



燃料搬入、宮下知事認めます

「原燃への派遣者16人増」と赤沢氏

参院経産委

使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所村）の審査状況を理由に、青森県の宮下知事と、青森県議の宮下宗一郎知事がむつ市の中間貯蔵施設への燃料搬入を当面認めないと表明したことを巡り、赤沢亮正経済産業相は21日、「3月1日から4月20日にかけて、電気事業者から（工場を運営する）日本原燃への派遣者数が16人増加した」と明かした。政府は宮下知事が考えを表明した後「人材支援を調整する」などとしていた。

参院経済産業委員会で立

憲民主党の福士珠美参議議員の質問に答えた。

福士氏は同工場で一時貯蔵される高レベル放射性廃棄物に触れ、国のエネルギー基本計画に管理期間などの記載がないと追及。さらに2008年以降、特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画を改定していないとして、国の姿勢をただした。

国は高レベル廃棄物の管理期間といった自治体と事業者間の約束について「エネルギー基本計画に記載していない」と説明。最終処分計画は原発事故や政策の見直しなどを理由に改定してこなかったとした。

（桑田友人）

再建基本計画は示されましたが、前途は厳しいものがあります

むつ病院再建 市財政に影

東方沖地震で被災 巨額事業費

市長「一番の逼迫原因」

むつ総合病院が再びむつ市の財政に影を落としている。2025年12月に発生した本県東方沖地震での被災により、施設老朽化と病院再建に要する巨額の事業費をあらためて市民に印象付けた。病院を運営する下北医療センター管理者でもある山本知也市長は、「財政を逼迫させている一番の原因は病院」と認め、市政の大きな課題に挙げる。



市政の実質公債費比率や将来負担比率といった財政健全化指標は年々改善してきた。一方で総務省の定めた統一した基準「普通会計」で見ると、24年度、財政の弾力性を示す経常収支比率は県内10市中最悪の97・5%で危険水域とされる90%を上回る。財政の健全性を示す実質収支比率は10市中2番目に低い。

長年、むつ市の財政を苦しめてきたむつ総合病院。新病院建設によって新たな負担が生じる

むつ総合病院の再建事業。耐震不足が指摘された一般病棟の建て替えは建設費や労務費高騰などで事業費が415億円まで膨らんだ結果、2025年3月に計画はいったん白紙となった。その後、新築と旧病棟の耐震改修を比較検討の末、新築と決ま

った。だが本県東方沖地震の影響で院内のスプリンクラーが破損。5〜7階が浸水したほか、天井損傷などの被害に見舞われた。地震被害に伴い、新病院整備に災害復旧を合わせた再建事業に切り替わった。現時点の総事業費は最大364億円。

市が25年11月に公表した「財政中期見通し」は24年度決算について「15年連続で黒字を確保」と記しつつも「実質単年度収支においては7億2600万円の赤字となり、前年度と比較して厳し」と指摘。「計画的に財政運営を行わなければならない」と、これまで懸命に取り組

(本間善幸)

くなつた」と振り返る。自助努力だけではいかんともしがたい構造的な宿命だとの指摘だ。

むつ病院を含む下北医療センターの運営に対する市予算の負担は増えつつある。26年度は医師派遣費用や不採算部門の資金充当などに使われる負担金は前年度比約1億円増の19億7770万円、日常の運転資金などに回す貸付金は同5億円増の30億円。合わせて50億円近い。

病院を取り巻く経営環境は厳しい。人口減少による患者数の落ち込み、物価や人件費の高騰、医師不足といった他の公立病院同様の課題を抱える。そこに今度は病棟新築の負担が加わる。事業費は最大364億円。新病院建設計画が動き出した20年度に試算した最大187億円から倍増した。

山本市長は本紙取材に対して、「人件費が上がり病院の経費も上昇しているにもかかわらず診療報酬は上がらず経費を転嫁できない。病院事業を持つ自治体は大半がこの構図」と、全国共通の問題だと強調。一方で新病院建設については「費用を抑えた上で国の財源を獲得しつつある」として、過度の負担は避けられるとの見通しを示した。

平成期の元市幹部は「市の予算規模は確かに小さかったがそれほど問題がなかった。結局赤字解消のため病院にお金を出して苦し

80年代以降「再建団体」転落危機に

平成期、むつ市の財政はともあった。「議員や記者がいても分からない。市長が見ても分からない。市長が見ても分からない」と振り返る。歳入の裏付けがないのに取りあえず数字だけを盛って体面を整える「カラ財源」は常とう手段だった。「一般会計が赤字だ」と、次の年の起債を認められない可能性があったから」と内実を明かした。

市一般会計決算の実質収支は1984〜91年度、8年連続での赤字から、92〜97年度は黒字を達成して回復したかに見えた。だがこれは「数字のマジック」と元幹部は言い切る。他会計からの借り入れで一時的に黒字と見せかけた。

衝したが実現することはない。結局、市は確実な財源として、使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致によってもたらされる巨額の交付金や税金に狙いを付けた。市が誘致を前提に、事業者に立地可能性を探る調査を要請したのは00年。当時の杉山

市長は「借金が増えちゃくちや多かったことを考えれば英断だった」と評価する。しかし、紆余曲折を経て実際に施設が稼働したのは24年と四半世紀を要した。市が当初もくろんだ通りの収入を得てきたとは言いがたい。(本間善幸)

県単独補助の新設要望へ

下北開発 期成同盟会 むつ総合病院再建巡り

下北地域5市町村の首長と議長で構成する下北開発期成同盟会(会長・山本知也むつ市長)は13日、むつ市で総会を開き、本年度の青森県への重点要望事項を協議した。最重要要望として、昨年12月の地震で大きな被害を受けたむつ総合病院の再建に当たり、県単独補助の新設を求める考えを

明らかにした。

非公開の会議後、取材に応じた山本市長は、2014年に開院したつがる総合病院(五所川原市)の事例を引き合いに出し、当時の補助は事業費の3割程度だったと指摘。一方、むつ総合病院は昨今の物価高騰を受け「当初は1割にも満たない補助のスキームだった」と述べた。その上で、建築費膨張を踏まえた県単独補助の新設を求めたいとした。

このほか総会では、道の駅の新規整備や仏ヶ浦の遊歩道整備も新たな要望項目として協議。病院再建の補助を含め、総会で議題に上がった最重要要望事項は10項目に上った。

今後内容を精査し、8月までに5項目程度に絞り込む方針だ。

↑4/30 東奥日報

↑4/14 デイリー東北

むつ地区祭典に 100 名参加

4 月 29 日、連合下北地区協議会による「第 97 回メーデーむつ地区祭典」が開催されました。当日はやや肌寒いものの天候には恵まれ、集会、デモ行進、懇親会が行われました。

メイン集会は「来さまい館イベント広場」で行われ、徳広大議長の挨拶、来賓として参加した升田世喜男前衆議院議員、杉浦弘樹むつ市議、高田博之労金むつ支店長、久保澤大介全労済むつ支所長が、それぞれ連帯の挨拶を行いました。

今年のメーデーは未曾有の物価高騰に苦しむ働く者の生活改善、そして世界的に脅かされる平和、生存権の希求が特徴的に示されました。

集会終了後はむつ市目抜き通りをデモ行進し、会場を市内のホテルに移し、盛大に懇親会が行われ、家族参加の子供たちのための餅つき大会や各団体が持ち出したむつ市社会福祉協議会へ寄贈するフードバンク提供品の紹介などがあり、和やかな時間を共有しました。



施行から 79 年となる憲法記念日 今、憲法 9 条が輝きを増しています！

～たくさんの若者が街頭で抗議し始めたのが今年の特徴です～

憲法は、9 条で「戦力」の不保持と「交戦権」の否認を掲げるとともに、前文で「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」しています。しかし、世界は「武力による平和」に流され、ウクライナ、パレスチナ、イランなどが戦禍に巻き込まれています。

「武力による平和」にほかならない「抑止力」の拡大競争は、軍縮や核廃絶の願いを踏みにじり、冷戦期を上回る軍事費の増大をもたらし、巨大な「死の商人」を登場させています。高市政権は、2026 年度政府予算に軍事費過去最高の 9 兆 353 億円を計上するとともに、中国の脅威をあおり、米国との軍事一体化を進めています。熊本や静岡などに長射程ミ

サイル配備を進め、沖縄をはじめ全国を「敵基地攻撃」のための軍事拠点にしようとしています。

その一方で、米国トランプ大統領による蛮行や軍拡に突き進む自民党に対し、たくさんの若者が街頭で抗議し始めたのが今年の特徴です。芸能関係者も勇気をふるって反戦の発信を始めました。

《むつ市内でも自発的な行動が…》

むつ市内でも 4 月 19 日には中央交差点で「国会正門前大行動：連帯スタンディング in むつ」そして 5 月 3 日には「憲法大集会 2026：連帯スタンディング in むつ」がマエダ本店前で行われました。いずれも既存の組織や団体ではない一市民の呼びかけで開催されたものです。

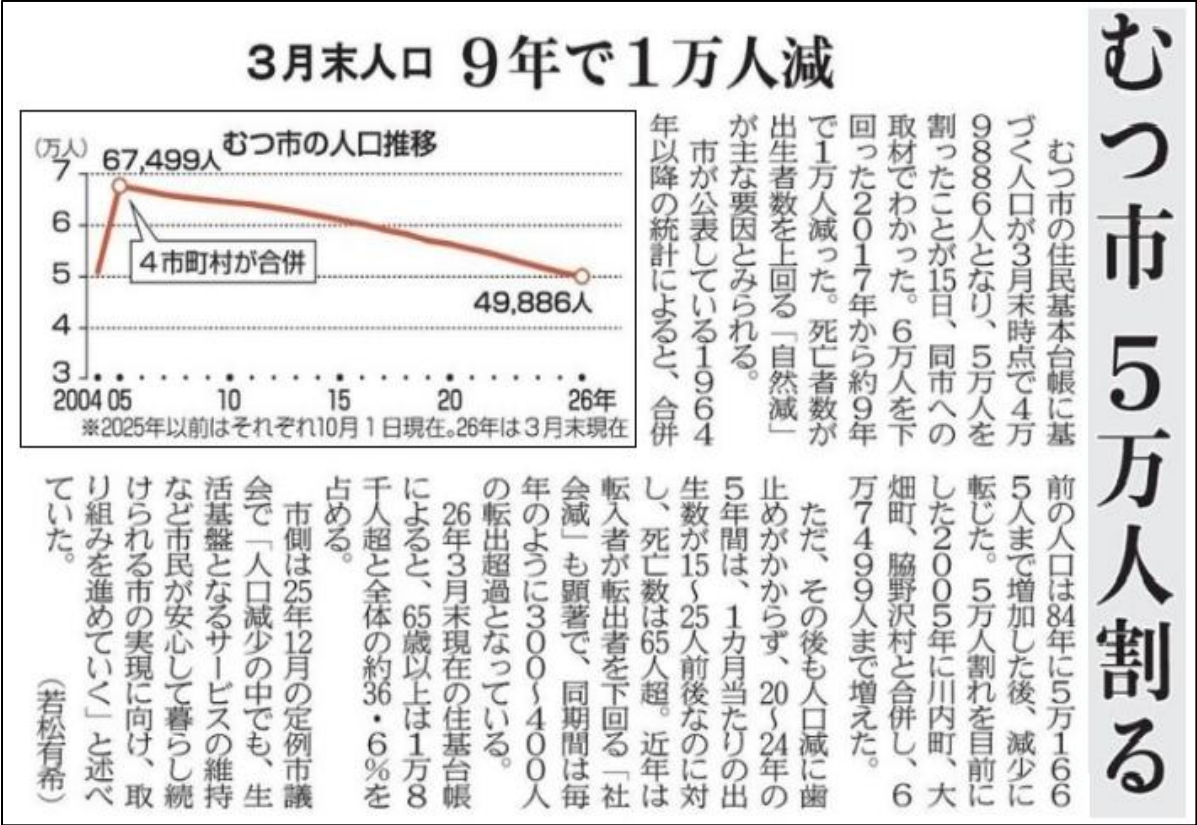


国会正門前大行動：連帯スタンディング in むつ



憲法大集会 2026：連帯スタンディング in むつ

平成の大合併以前の 1984 年を境に減少の一途、
合併時の 67,500 人から 27%も減少



旧自治体別人口推移

	摘要	人口数
むつ	合併直後	50,454
	現在	40,544
	減少数	9,910
	減少率	19.6%
大畑	合併直後	9,447
	現在	5,321
	減少数	4,126
	減少率	43.7%
川内	合併直後	5,662
	現在	2,888
	減少数	2,774
	減少率	49.0%
脇野沢	合併直後	2,563
	現在	1,133
	減少数	1,430
	減少率	55.8%
合計	合併直後	68,126
	現在	49,886
	減少数	18,240
	減少率	26.8%

4/16 東奥日報

※右表はホームページより転記

【編集後記】今年も憲法記念日がやって来た。思い出すのが椋大樹さんの「檻の中のライオン」という講演会のことです。全国的に有名になった講演ですのでご承知の人も多いと思いますが、最大のテーマは「憲法を守るのは誰か」ということでした。今までは漠然と憲法擁護義務は「全ての国民」と認識していたが実はそうでないことを知った。まさに目からウロコといったところです。憲法を守る義務は天皇や国会議員、国務大臣、裁判官など、国の権力を持つ側（公務員）にあります。ちゃんと憲法 99 条に明記されています。憲法は国民が守るルールつまり法律ではなく、国が暴走して国民の権利を侵害しないよう、国を縛るルールなのだ。つまり、時の権力者が自らの意思に沿わないからと言って憲法改正の旗を振るなどあり得ないはずなのです。では日本国憲法における国民の役割とは国民主権の担い手として、権利を享受し、国家権力を監視し、自ら政治に参加する主体的な役割を求められていることなのです。ところで、この「檻の中のライオン」という講演会は3年前に当市でも行われました。主催したのは市内の個人の女性で団体にも組織にも無縁の方だ。私も「檻の中のライオン」という講演が全国で話題になっていることだけは知っていたが、よもや当地で聞くことができるとは思っていませんでした。SNS でたまたま市内での開催という告知を目にして会場に出かけました。そんなわけで参加者も 10 人程度でしたが、講師謝礼や交通費などどうして捻出したのか気にかかっていたことを思い出した。そして最近、この講演会を企画した方が、今度は SNS でアメリカやロシアの無謀な政治戦略を看過出来ないとして全国的に広まりつつある自然発生型の反戦平和のアピール行動を 4 月 8 日にむつ市でも行うと宣言、「たとえ賛同者がいなくてたった一人でも街頭に立つ」と投稿していました。私は、もし本当に一人だったら気の毒だとの思いで予定場所に赴くと、すでに数人がいて開始時刻には 15 人に達した。30 分間のスタンディング行動だったが、若い人が多くビックリした。彼女の呼びかけはさらに 4 月 19 日、そして先日の憲法記念日と続く、前ページで紹介したとおりです。いつも集会やイベントを企画すると「参加者がどれだけあるか」と、そればかりに腐心している私とは大違いです。何とも頼もしい彼女に心から敬意を示した今年の憲法記念日でした。（栗）



2026 大 MAGROCK VOL. 18 &
第 18 回大間原発反対現地集会
2026 年 7 月 18 (土) ~ 19 日 (日)
〔会場〕 大間町 大間原発に反対する地主の会所有地
大 MAGROCK/大間原発反対現地集会実行委員会
連絡先事務局：中道雅史 (070-5477-4296)

恐山と慈覚大師

恐山は本来宇曽利山である。宇曽利は蝦夷語のウシヨロに出づる。凹の意を有して湾・入江・潟等をいう。宇曽利から於曽礼と訛り、境内は硫黄の気の立こめて凄絶なところから恐山と書かれるに至った。慈覚大師円仁開闢（かいびやく）すと伝える。円仁は下野の僧、十五歳にて出家し、伝教大師最澄に天台の教義を学び、承和二年（835年）入唐し十四年帰朝して、仁寿四年（854年）比叡山延暦寺三代の座主となったが、貞観二年出羽の宝珠山立石寺を開き、次いで同四年（862年）四月十五日宇曽利山を開いて地藏尊一軀を祀ると伝える。開闢に恐居山金剛念寺と号したが、後に万年山吉祥寺と改め、或は又峰の最宝院とも略称した。宇曽利湖に瀕して鶏頭、地藏、剣、大尽。小尽、北国、屏風、釜臥の八峰を以て囲み、籠出徐行の大道場にして、比叡山の琵琶湖に臨みて十六谷を以て囲み、高野山の深山幽谷に在って共に山修山学の道場たるに相似るので、南部領内にては古来、宇曽利を比叡、高野に併せて日本三ヶの霊場と称し来った。康正の頃、峰の行者最宝院大諦は蠣崎の乱に坐して京都に斬られ、寺は破却（1457年）され山は荒廃して、開闢以来の仏像什物殆んど散佚したが、享禄三年（1530年）田名部円通寺の開山聚覚利尚再興して、山号を釜臥山菩提寺と更め爾来曹洞の山となった。寛文年中近江の僧円空登山して、十一面観世音と菩薩半跏像を刻んで安置した。なお千体仏の缺けたるを刻み補うて呉れた。元禄年中、東叡山輪王寺宮より慈覚大師開闢の由を聴かれて所望されたが、円通寺に於て再興し代々綸旨を得て別当を兼修する趣きを申出で、天台輪王寺宮の御所望は沙汰止みになった。

登山路と山内

恐山は海拔一千六百七十六尺にて登山口は田名部、大畑、川内の三方にあり、何れから登るとも三里半であった。田名部口は桧林の中を縫うて登り牛馬も通うた。道筋は桧の末木や小枝を敷詰めて泥濘を繕うた。牛馬は三途川を限として、三途川に馬立場があり下乗札を立ててあった。山門から田名部まで百三十本の丁塚石を立ててあるが、恐山千年祭執行の砌り、高野山の町石に倣ひ諸国篤信の人々が寄進したもので、表面に丁数を刻み裏または側面に年号及び人名を刻んである。大畑からは関根橋を経て正津川の流れて沿うて登り、上小川に発電所がある。正津川の優婆寺は禊所とされ、参拝登山の者の立寄るところである。

山中に周廻り二里の宇曽利湖があり、湖水の落口を三途川という。落口三途川の傍に柳の老木があり、空洞に蛇が巣うて折々登降するので蛇柳というた。川には丸木橋を架けてあり、悪性の者に蛇柳が恐ろしいものに見え、丸木橋は糸の如く見えて、戦慄された杯の言伝えがあった。恐山は硫黄山にて百三十六ヶ所に瓦斯を噴き、俗に百三十六地獄と称した。明治初年硫黄業者のため掘荒され、殊に三井物産会社が大仕掛に発掘したために、地獄の鳴動織出共に甚しく弱まり、或は殆んど停止して、現在は僅々三十個所程に減じた。なお三井物産会社が大仕掛に硫黄採掘作業のため宇曽利湖の落口を三尺余り切下げたので、水位の低下に伴い亜硫酸瓦斯の噴出量を増大し、周辺の樹木は枯死して山内の風致を著るしく損じた。温泉は古滝・新滝・冷・花染・薬師の五湯あり、中に花染の湯は朱泉と称される。「釜ふせて焚かねど温き御法の湯、からだ煎じて疾いゆる也」と古い狂歌がある。

参拝者は宿坊に泊まり、朝夕の膳部は精進料理である。村名を冠した長屋が教棟あって、祭典に登山する村々の参拝者は縁故の長屋に泊まった。農閑期に村中の老人姉女子が団体登山し、長屋に逗留して朝夕の勤修に列し入湯したものである。往昔山中の精進潔斎は八釜しいもので、犯す者があれば山が荒れると言伝へて、長荒の時は寺男が宿坊並に長屋を戒めて巡わり。懈怠の者が有れば仮借なく下山せしめたという。恐山に枉仏というがあり、桧の木羽枉長二尺巾三寸一枚に仏一人の名を書き六文であった。仏の多いものは其の数の枉仏を書いて回向して貰うた。硫黄のためと大雪と大風のために堂塔が早く朽損するので、此の枉仏を回向後保存して置いて、十ヶ年位は蓄めて屋根の葺替えに用いた。枉仏は供養されて更に屋根普請を手伝うことになり、まことに功德ある仕組のものであった。藩政当時は桧材の使用を制限されて塔婆立に桧角の使用などは法度であった。

恐山には仏法僧が棲み卯月八日（旧四月八日）の夜から啼き初めて、葉月のもちの夜（旧八月十五夜）まで鳴くと言われた。大畑の大安寺山、佐井の長福寺山にも仏法僧が聞かれた。山鳩大の鳥にて全身青緑色、翼の裏に白斑あり、顔と頭は黒く、嘴と脚は赤いといわれ、東部アジアに分布して冬はマラッカボルネオ等に至るといわれる。別名を三宝鳥といわれる。

賽の河原に地藏尊が祀られ、参詣者は早世せる児女のために小石を積重ねて回向してに居る。血の池地獄というのは、昔は丹朱の地肌に水を満々と湛えたが、今は水枯れ落葉に埋まり泥黒き水が僅かに残って居る。極楽浜は湖底から打揚ぐる舍利石が敷かれ、所謂白砂皓々として恰も浄土の観を呈した

が、明治初年に硝子原料として、頻りに採取された為に荒廃した。

田名部三十三番札所の参拝は、別当所円通寺十王堂の観世音に始まって、恐山地蔵堂の十一面観世音に終わった。満願の日には地蔵堂に参籠して、坑内の温泉にゆっくり浴し、盆踊りなどして楽しく下山したものである。

恐山の金石文

恐山は開闢凡そ一千一百年になる。中頃荒廃して開闢以来の仏像什物は散佚し、現存するは享禄三年（1530年）再興以後のものである。地蔵堂の本尊仏は三途川の堂宇から遷したという。地蔵堂の十一面観音及菩薩半跏像は円空作である。円空は蝦夷地に一年余り弘教して、彼の地にも仏像数十軀を刻み遺して居る。硫黄山なるため鋼鉄は腐蝕し、巖石も脆弱となり、随て金石ともに年代を経るものに乏しい。林崎は慈覚大師の袈裟を埋めた丘というて、古は女人の登ることを禁じたが、この丘に寛文九年（1669年）円通寺七世大英和尚建立の観世音の石像一軀、稲荷山に寛文十二年越前坂井郡古江新保村上野七太夫建立の薬師如来の石祠が一基、地蔵堂下に寛政十二年（1800年）仙台領水沢竹屋三郎助及川五兵衛寄進の浄水盤一基等がある。竹屋三郎助は水沢綱を持参して半嶋に之を普及した綱問屋である。円通寺二十世賢孝和尚の代、文久二年（1862年）六月二十四日恐山一千年祭を勤修したが、この一千年祭は十八代泰賢和尚代から準備したもので、石の常夜燈四十余基は弘化、嘉永、安政、文久に亘って加賀、能登、大坂、堺、水沢、福山、箱館、古平、小樽の廻船問屋、豪商、漁場主等から寄進された。中に嘉永元年戊申六月加賀銭屋五兵衛の総領息子喜太郎寄進のものもある。山門から田名部路に百三十本の丁塚

石が立つ。矢張り一千年祭に供えて諸国篤信の人々が、安政六年から文久二年の間に建てたもので、高野山参道の町石百八十本に倣うものである。高野山の町石は寄進者中に天皇御名もあるというが、恐山の丁塚石も表に丁数を刻み、裏または側面に建立年月と寄進人名を刻んであり、近江日吉辰巳屋松兵衛、松前福山天野屋善兵衛の二人は各三十本づつを建て居る。なお登山路の処々に地蔵尊を祀るが、岐れの地蔵尊は阿波美摩郡中野村市兵衛の建立、大山毛樺の地蔵尊は羽後酒田下中町松井久右衛門の建立である。

恐山の伝承

恐山は伝承の山である。人が死ねば其の靈魂は恐山に往く、とは弘く行われる伝承である。或はまた恐山に籠れば亡者の音容に触れ得るなどといわれた。田名部横町石切職人の畠庄作は久しく患うたが、瀕死の間際に恐山の湯坂で庄作の姿を見かけた者があった。田名部柳町金森菓子店の職人某が俄の病で死んだ際にも、恐山路の冷水で姿を見かけた者があった。田名部本町の芦田竹太郎は恐山の宿坊にて湯治の折に、或る夕浴槽から戻り誰も居らぬ筈の部屋に衣摺の音がしたので、奇怪な事に思ひ寺男の川村某に告げて二人で部屋を明けて見たか、其処には何の影形もなかった。その夜居炉裡に集まった人々に此の話が伝へられると、岩手県から参詣のお姿さんが病床に臥す娘のことか気懸りにして居たが、奇遇にも翌朝娘さんの死亡を知らして米たという。筆者の二女笹沢ふめ（芳順院学萱妙智善大姉）は大畑小学校教員を奉職中に肺を侵されて、臥床七ヶ月の後、昭和十六年四月十六日二十才で亡くなった。男教員の大半は戦場へ赴いて、女教員も日々教務外の仕事に当り、朝は七時前に出勤

して、夕は五時、六時に戻る始末であったから勢い過労に陥り、前年の秋、出勤の際に敷居ぎわに倒れて床に就いたまま再び起つことが出来なかった。死の前夜、その靈魂は懐しい学校に於いて、親しめる教室の辺を駆けめぐったものか、当直の者に不審を抱かしめる程に異様の音を立て続けたという。このふめは臨終に先立ちて「三途川の方へ往くような気がする」と呟いたが、七ヶ月の病臥に肉体は憔悴し果てて、靈魂は遊離して恐山に彷徨して居たのかも知れない。三途川は俗界と靈界との分岐点とされる。その三途川を涉れば恐山靈場に入るのである。

田名部新町夏井石松の長男石太郎は十六才で病死した。石太郎少年は釣が非常に好きであった。石太郎の葬儀が済んで幾日も経たぬ頃、同町鶴松の母松尾ハツが大患にて屢々脈も絶え勝であったが、大きく息を吐いて「先刻お山へ行った処、山門の傍に誰れ々々が立って居て、お前が来るには未だ早い、直ぐ家へ戻れといわれたが、戻る途中の三途川に石太郎が遊んで居て、釣竿とカケゴ（魚籃）を忘れて来たゆゑ、早くお山へ届けようにと、伝言を頼まれて戻った」というて、其の後ハツの病氣は不思議な位、日一日と恢復したといわれる。石太郎の家からは、同人遺愛の右二品を早速地蔵堂へ納めた。同じく田名部新町西村丑松の妻トメ二十七才は難産にて、母子二人ともに敢なく死亡したが、入棺の際にタンナ（方言、子供を背負う紐帯）を持たすのを忘れていた処、後日に至り矢張り瀕死の病人の口を藉りて、タンナを地蔵堂に納めて貰うたといわれる。瀕死の病人が三途川又は山門から追い返されて、其の後奇蹟的に病勢薄らぎ恢復したとの伝承も行われる。